

平成30年度千葉市健康づくり推進協議会 第1回地域・職域連携推進部会
議 事 録

1 日 時：平成30年10月16日（火）午後1時30分～午後3時05分

2 場 所：総合保健医療センター 2階「健康学習室」

3 出席者：（委員・臨時委員）

中村（貢）部会長、河野副部会長、石井臨時委員、石川臨時委員、
尾崎臨時委員、菊池臨時委員、坂口委員、澤田委員、志村委員、
白井臨時委員、杉崎委員、中村（龍）委員、能川臨時委員、村山委員、
森委員

（事務局）

今泉健康部長、鈴木健康企画課長、阿部健康支援課長、貞石健康保険課長、
稲生こころの健康センター所長、永野緑保健福祉センター健康課長、前嶋
保健福祉総務課保健師活動推進担当課長、大場健康支援課検診推進担当課
長、平野健康企画課長補佐、三橋健康支援課長補佐

4 議題

- （1）地域保健と職域保健の連携支援機関の活動内容と取り組みについて
- （2）地域保健と職域保健における禁煙支援及び受動喫煙防止について
- （3）千葉市受動喫煙の防止に関する条例について
- （4）その他

5 議事の概要

- （1）地域保健と職域保健の連携支援機関の活動内容と取り組みについて
地域保健と職域保健の連携支援機関の活動内容と取り組みについて各所属
から報告があった。
- （2）地域保健と職域保健における禁煙支援及び受動喫煙防止について
地域保健と職域保健における禁煙支援及び受動喫煙防止について各所属機関
から報告があった。
- （3）千葉市受動喫煙の防止に関する条例について
事務局より千葉市受動喫煙の防止に関する条例について説明を行った。
- （4）その他
事務局より、職場での風しん対策、チャレンジ運動講習会、及び健康づくり
推進事業所について説明を行った。

6 会議経過

午後1時30分開会

(三橋健康支援課長補佐) こんにちは。健康支援課長補佐をしております三橋と申します。よろしくお願いいたします。

では、定刻となりましたので、ただ今から平成30年度千葉市健康づくり推進協議会第1回地域・職域連携推進部会を開催させていただきます。

本部会の開催につきましては、千葉市健康づくり推進協議会設置条例第7条第7項の規定により、委員及び臨時委員の半数以上の出席が必要でございます。本日、委員及び臨時委員の皆さまの総数18人のうち、15人の委員及び臨時委員にご出席いただいておりますので、本部会は成立となります。

また、千葉市情報公開条例の規定によりまして、千葉市の審議会は、原則公開となります。本部会につきましても、公開での開催とさせていただきます。また、議事録につきましても、部会長の承認を受けました後、インターネット等で公開いたしますので、予めご了承のほどよろしくお願いいたします。

では、部会に入る前に、まず資料の確認させていただきます。

まず「次第」「席次表」「委員名簿」「事務局名簿」「資料1 地域保健と職域保健の連携支援機関の活動内容と取り組みについて」「資料2 千葉市受動喫煙の防止に関する条例について」「子どもを受動喫煙から守りましょう」「労働基準協会資料」「メンタルヘルス チェック&ヒント」「他人のたばこの煙に注意!」です。

続きまして、参考資料といたしまして、「参考資料1 職域における風しん対策について」「参考資料2 チャレンジ運動講習会受講グループ募集」「参考資料3 千葉市健康づくり推進事業所募集中」「参考資料3-1 働く人のための健康づくりサポートガイド」「千葉市健康づくり推進協議会設置条例及び検討体制」「千葉市情報公開条例施行規則(抜粋)」を置かせていただいております。お手持ちの資料に不足がございましたら、手を挙げて頂ければと思います。大丈夫でしょうか。

では、部会の開催にあたりまして、健康部長の今泉より、ご挨拶申し上げます。

(今泉健康部長) 皆さま、こんにちは。健康部長の今泉でございます。

開会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。本日は、皆さま大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日頃より、本市の保健衛生行政の推進に、多大なるお力添えを賜っておりますこと、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

この部会は、地域・職域それぞれにおける保健、健康増進の取り組みについて、情報交換であったり、意見の交換をしていくというものでございます。特に、昨年度は、この部会のテーマの一つであります受動喫煙対策について、ご審議をいただきまして、「市としての、条例等の制定による、受動喫煙の防止に向けた環境整備が必要」とのご意見をいただきました。

その後、親会議であります、健康づくり推進協議会の審議等を経まして、先日閉会しました、第3回の千葉市の定例議会に於きまして、「千葉市受動喫煙の防止に関する条例」が、全会一致で可決されました。皆さまのご支援に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

今回、この部会では、制定されました条例の内容を、改めてご説明をさせていただきますとともに、それぞれの団体の皆さまの日頃の保健の取り組み、たばこを含めての取り組みをご報告いただき、意見交換、情報交換をできればと思っております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(三橋健康支援課長補佐) 続きまして、委員の皆さまのご紹介ですけれども、恐れ入りますが、お手元の委員名簿にてご確認いただきまして、紹介は省略させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

なお、千葉県厚生農業協同組合連合会 西本臨時委員、千葉市地区労働者福祉協議会 水野臨時委員、千葉大学大学院看護学研究科 宮崎委員につきましては、本日欠席と連絡が入っております。

続きまして、市の事務局職員につきましては、こちらの方も、恐れ入りますが、お手元の事務局名簿にてご確認いただきまして、紹介は省略させていただきます。

では、ただいまから会議に入らせていただきます。

中村部会長、河野副部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(中村部会長) はい。では、本年度1回目の地域・職域連携推進部会を開催させていただきます。

先週の10月13日、千葉市市民健康づくり大会が、行われました。大勢の市民の方が来られまして、大盛況でございました。医師会として、私も参加しました。

話題としては、たくさん測定のコーナーがありまして、血管年齢、骨年齢、肺年齢、肌年齢や歩行年齢など、いろいろ年齢に関するものに人気があり、関心が強いので、市民の方も健康意識が高いと思っております。

また、健康づくり推進事業所も今年度で44事業所が認定されているということでございます。市民健康づくり大会で優良事業所の表彰式も行われました。

では、議題に入りたいと思います。議題に入る前に、本部会の議事録の署名についてですが、部会長の署名によることとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員・臨時委員) 異議なし。

(中村部会長) はい、ありがとうございます。では、部会長の署名にすることといたします。

議題（１）地域保健と職域保健の連携支援機関の活動内容と取り組みについて

（中村部会長）では、議題１、地域保健と職域保健の連携支援機関の活動内容と取り組みについてです。事務局より説明をお願いします。

（阿部健康支援課長）健康支援課の阿部でございます。よろしくお願ひいたします。

私の方から、連携支援機関の活動内容と取り組みについて、説明をさせていただきます。

健康増進法では、健康に向けての努力を国民に求めると共に、それぞれの健康増進実施事業者の連携を促し、効果的な保健サービスの実行を求めているところです。

その実態としては、職域には過重労働、メンタルヘルス等、多くの健康課題があります。特に小規模事業所における産業保健サービスの提供が、大きな課題となっております。

また、地域保健では、職域保健の現状を把握し連携していく方策が未確立であり、十分に対応できていないという課題や、健康寿命の延伸に向けての実効的な対策をとらなければならないという調整事項がございます。

健康寿命の延伸、生活の質の向上という目的を達成するためには、これまでの蓄積した方策をお互いに提供しあい、職域保健と地域保健が連携した対策を講じることが不可欠であると言えます。

本部会では、特定健診や、がん検診を含む健診の受診率向上などの健康づくり対策、メンタルヘルス対策、受動喫煙対策の３項目を重点項目としております。

この度、関係機関ごとにおける事業内容及び実績等を資料１に、取りまとめました。さらに、関係機関における活動内容も併せて記載してあります。

この資料をもとに、それぞれの機関が有している保健サービスや健康情報等を共有化し、より効果的で、かつ効率的な保健事業を展開し、地域保健と職域保健が連携していくための情報集として活用していただきたいと思ひます。

なお、本資料に記載してあります、地域保健と職域保健の連携支援機関名と活動内容ですが、「働く人のための健康づくりガイド」を改定する際には記載させていただきたいと思ひますので、ご承知おきいただければと思ひます。

また、重点項目のうちの受動喫煙対策については、議題２で改めて説明させていただきたいと思ひます。以上になります。

（中村部会長）はい。ありがとうございます。健康づくりの基本は健診であると思ひます。市民に関しては特定健診や事業所健診ということになると思ひます。また職域ではメンタルの問題もたくさん出てくるんですけれども、基本的には、各事業所と産業医の先生が主体となっていただきたいと思ひます。産業医といっても、精神科の先生は非常に少ないので、問題があれば、精神科の先生にご相談するという形になると思ひます。

千葉市医師会では、千葉市地域産業保健センターを持っておりますので、そこでご相談していただければと思います。

それでは、事務局の方からご説明がありましたけれども、会場の皆さま何かご意見があれば、お手を挙げてください。

特にないようですので、もう少し内容を進めていきたいと思っております。

では、健診の向上、健康づくりに対して、千葉市の特定健診事業に関して、健康保険課の貞石課長、ご説明をお願いします。

(貞石健康保険課長) 健康保険課長の貞石と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私からは、資料1の2ページ上段の特定健康診査事業、特定保健指導事業のうち特定保健指導について、また資料の3ページ上段の糖尿病性腎症重症化予防事業について、ご説明をさせていただきます。

はじめに特定健康診査事業ですが、事業内容は、メタボリックシンドロームのリスクを早期に発見し、高血圧症、脂質異常症や糖尿病等の生活習慣病を予防するための健診を実施するものでございます。

中ほどの表をご覧ください。この表は、平成26年度から平成29年度までの特定健康診査の受診率について推移を表したものです。平成29年度につきましては、11月に数値が確定しますので、表の数値は7月末時点の速報値を記載してございます。

表の左側、特定健康診査の実施率をご覧ください。平成27年にプラス2.7ポイントと大幅に増加となりました。その要因といたしましては、平成27年度から開始した電話勧奨や健診結果等のお知らせ等、新たな取り組みにあるものと分析しております。

平成27年度に大幅な効果があったことから、平成28年度においても同様の勧奨を行ったところ、受診率はほぼ横ばいで推移する結果となりました。

この結果から同様の勧奨を続けても、効果は限定的であるため、平成29年度は、民間事業者のノウハウをいかしたプロポーザル契約による勧奨を実施し、7月末時点での速報値で3.3ポイントの大幅な増加となっております。

平成29年度の具体的な取り組みをご説明いたしますと、勧奨はがきを送付する際に、年齢や過去の受診履歴により通知内容を変え、対象者に読んでもらえる、受診したいと思ってもらえるよう工夫をいたしました。

具体例を申し上げますと、過去に受診結果があるが、不定期に受診等しているかたには16パターンの勧奨はがきを送付しているところでございます。

またSNSによる勧奨や、対象者選定にはAIを活用し、受診確率を算出しました。

平成30年度につきましても、業者提案型によるプロポーザル契約での勧奨を実施しており、更なる受診率向上に努めているところでございます。

次に3ページ、糖尿病性腎症重症化予防事業についてご説明をいたします。

事業内容は、特定健診の結果から糖尿病治療中、かつ腎機能が低下している方を抽出し、医師会、かかりつけ医等の関係機関と連携して、適切な保健指導を実施することで、

人工透析導入を防止し、被保険者の健康増進及び医療費の適正化を図るものでございます。

この事業は、平成28年度からモデル事業として実施しているものであり、医師会の協力のもと対象者の抽出条件等、医師会の専門組織である千葉市慢性腎臓病精度管理小委員会で協議しました。平成29年度につきましては、11名の方に実施し、10名の方の支援が終了したところでございます。平成29年度の検証結果は、支援が終了した方のうち体重が減少した方9名、ヘモグロビンA1c、これは過去1～2か月の血糖値の状態を示す値のことをいいますが、これにつきましては6名の方の値が改善いたしました。その他eGFR、これは腎機能を正確に反映する値のことですけれども、7名の方が改善したところでございます。

人工透析患者に係る医療費は一人あたり年間約500万円かかると想定されております。この事業を実施し人工透析導入を防止することで、医療費削減効果は期待できることから、平成31年度からは、事業化を予定しております。事業化にあたっては、対象者の拡大を図ることを予定しておりますが、新規対象者だけではなく、平成29年度までのモデル事業で実施した方の、その後の状態を確認することも必要と考えており、事業の検討を進めているところでございます。

最後に、特定健康診査事業及び糖尿病性腎症重症化予防事業は、市民の健康増進という観点からも、国も力を入れている事業でありまして、保険者努力支援制度という公費の対象となっていることから、市といたしましても、今まで以上に強化していかなければいけない事業として考えております。以上でございます。

(中村部会長) はい、ありがとうございます。

会場の皆さま、何かご質問があればお手を挙げてください。

糖尿病性腎症ですが、これが重症化すると透析になるということです。医療費がかかることもあります。患者本人が週3回の透析のため通院しなくてはならないということは、かなり生活に負担がかかります。基本的には、重症化にならないように生活指導していくことです。医師会の方でも、腎症をなるべく防ぐように治療の工夫をしているところです。

では次に、生活習慣病予防健診事業について、全国健康保険協会の尾崎臨時委員、よろしく願いいたします。

(尾崎臨時委員) 全国健康保険協会の尾崎と申します。資料11ページをもとにご説明させていただきます。

協会けんぽでは、被保険者に生活習慣病予防健診、被扶養者に特定健康診査を行っております。

まず、被保険者の生活習慣病予防健診につきましては、平成20年に特定健診が始まる前から、35歳以上を対象に行われております。協会けんぽが設立されたのも、平成20年ですので、設立される前の政府管掌健康保険の時から、生活習慣病予防健診というところで行っております。

千葉県内では、現在78の委託健診機関で補助を利用できるようになっておりますが、地域によっては、委託健診機関がない場合もありますので、そのような地域においては、公民館や保健センター等をお借りして、検診車で巡回健診を行っております。被保険者が受診しやすい環境づくりのために、巡回健診会場の設定を増やすことと併せて、委託健診機関を新規で増やしていくように努めているところです。

扶養家族の特定健診については、40歳以上を対象に行っており、4月の初旬に受診券を自宅に一斉送付しております。新規加入の対象者にも、追って受診券を送付しております。県内に1,300ほどある契約健診機関での受診の他にも、被用者保険の加入者向けに設定されている集団検診をはじめ、市が実施する国保の特定健診、がん検診との同時実施、及び協会けんぽ独自で設定している集団健診等で受診の機会を増やし、ダイレクトメールも送付しています。

その他に、生活習慣病予防健診を利用しない事業所から、事業者健診の結果データを提供いただいております。それも含めまして、受診率としては、11ページの下の表にありますように、40歳以上の被保険者、被扶養者併せまして、平成29年度が48.7%、やっと5割に手が届きそうなところでございます。協会けんぽ千葉支部では、加入者数の伸びが大きく、加入事業所約6万社のうち、約8割以上が被保険者数10人未満の事業所で、健康に対する意識がさまざまな中、受診率を上げるために広報や勧奨の方法を考えていく必要があるところでございます。以上です。

(中村部会長) はい、ありがとうございます。

いつもこの事業者健診で問題になるのは、やはり被扶養者の健診率が非常に低くなるということです。なるべく受けるようお願いしたいと思います。クリニックでも受けることができ、それがなかなか徹底していないところがあります。周知、広報についてお願いいたします。

では、次に、ちょっと介護の話になりますが、介護の摂食嚥下などの相談事業を千葉県栄養士会で行っているのです、杉崎委員、ご説明よろしく申し上げます。

(杉崎委員) 千葉県栄養士会の杉崎でございます。介護摂食嚥下等相談事業は、平成30年度に開始した事業でございます。高齢者が非常に増えてまいりましたところで、千葉県栄養士会としては、食と栄養の専門職として、他の職種のみなさんから様々な質問をいただき、我々栄養士が、適切なアドバイスを行えるようにと考えた事業です。

詳細は、千葉県栄養士会のホームページに掲載してございますが、質問票にご記入いただき、事務局に送付していただくと、担当者がそれぞれ指導内容をお送りするというシステムを採っております。

この中に関連職種に限らせていただいておりますのは、一般の県民や市民の方々から直接ご質問をいただく相談事業ではなく、さまざまな専門職種の皆さま方からご質問をいただいて、多職種連携という形で進めていきたいという事業でございます。

事業内容、並びに質問等申込用紙も、千葉県栄養士会のホームページの方に掲載させていただきます。ぜひご利用いただいて、皆さま方とともに歩んでいきたいと考

えている事業でございますので、よろしくお願いいたします。

(中村部会長) はい、ありがとうございます。

高齢になると、やはり嚥下の問題です。食欲も低下し、やはり嚥下の問題は大きく、肺炎を起こすということです。寝たきりになると、飲み込む力、筋力が弱っていきますので、それは何とか防いでいきたいと思っております。ご質問ございませんか。

では、次に人間ドックのお話をさせていただきます。千葉興業銀行健康保険組合の石井臨時委員、よろしくお願いいたします。

(石井臨時委員) 千葉興業銀行健康保険組合の石井でございます。人間ドックの利用奨励について説明をさせていただきます。12ページの下段になります。

利用対象者は、35歳から74歳までの被保険者としております。事業内容としましては、契約医療機関で受診した被保険者に対して、受診費用の一部を補助しております。具体的には、補助額は3万円です。受診者は、当健保組合の発行しました利用券を医療機関に持参していただきますと、実際にかかった費用と3万円のその差額を窓口で支払っていただくというものでございます。

それから、オプション検査費用の一部を補助しております。上限1万円までの実費について、領収書を添えて健保組合に請求いただきますと、後日、補助金として振り込みをさせていただきます。

実績としましては、平成29年度でございますけれども、この該当者が1,049人おりましたが、そのうち受診者が280人、受診率が26.7%でございました。対前年度28年度比17人プラス、受診率でいいますと、0.9%の増加でございます。オプション検査費用補助の利用が、29年度は287人おりました、前年度比プラス21人でした。

毎年度実施しておりますけれども、年度当初に募集通達を発信しておりますとともに、年度の後半に差し掛かりました10月から11月頃、募集の残り枠と未受診者への受診勧奨を発信しております。

その他に、当健保組合のホームページで受診方法や補助金の請求等について周知しております。利用者はホームページで補助金請求書をダウンロードできるようにしております。

その他、加入者向けの健康情報誌を、3か月に1回発行しております。人間ドックの利用奨励につきましては、記事を4月号と7月号に掲載をしております。周知方法としまして、紙ベースの回覧物ですと、1回見過ごすとそれで終わってしまうというところもありますので、複数回、それから手段を変えてというところでPR強化を図っております。その効果もありまして、ここ数年受診者は少しずつ増加しているというところがございます。

その中で課題としましては、長年の未受診者層の洗い出し、それからその層への働きかけ強化、この辺が現状の課題と認識をしております。以上でございます。

(中村部会長) はい、ありがとうございます。ドックの中には、脳ドックも含まれてい

るんでしょうか。

(石井臨時委員) はい。

(中村部会長) はい、ありがとうございます。やはり働き盛りの方ですと、くも膜下出血が非常に怖いです。脳ドックだとリスクが予見できます。働き盛りについては、非常に良い検査と思います。

それから健診だと、腫瘍マーカーで計ることはできないのですが、人間ドックでは腫瘍マーカーがスクーリングとして重要と考えています。このことから、健診に引っかければ、もうちょっといろいろ調べて、がんを発見できるので、非常に重要と思います。

では、次に進ませていただきます。長時間労働に対する面接指導、これは千葉市地域産業保健センターの森委員よろしくをお願いします。

(森委員) 千葉市地域産業保健センターの森です。17ページです。

長時間労働の面接指導ですが、月に2回、第2木曜日と第4木曜日に実施しております。平成29年度の実績は、月100時間超の面接指導者の件数は42件、それと45時間超100時間未満の面接指導者は49件となっております。

数年前までは100時間超の面接指導といいますのは、労働安全衛生法第66条の8に規定される実施義務のある面接指導が圧倒的に多かったのですが、最近の傾向としましては、かなり減っています。むしろ努力義務の面接指導が増えてきています。これは各企業、長時間労働に対する時間外の削減の意識が高まってきていると考えております。以上でございます。

(中村部会長) はい、ありがとうございました。

メンタルヘルスの問題、長時間労働の問題です。働き方改革など、国の方でいろいろ整備しております。労働者にとって、いい方向にいけばいいなと思っています。

続きまして、メンタルヘルスの話題が出ましたので、少しここからメンタルヘルスの議論をしていきたいと思えます。

では、最初に千葉市このころの電話というのがあります。現在の相談状況などをお知らせしていただければと思います。このころの健康センターの稲生所長よろしくをお願いします。

(稲生このころの健康センター所長) このころの健康センター所長の稲生でございます。資料の21ページの下段です。

事業名は「千葉市このころの電話」です。利用対象者は、市内在住あるいは在勤、在学の方です。相談の最初にどちらにお住まいかをお聞きしています。ただし、それで答えられない方もいらしたり、市内でない方もいます。

主な事業内容は、ちょっと話を聞いてほしい等の際のカウンセラー等の専門員による傾聴専用電話となっております。実際の事業は社会福祉法人などに委託しております。毎日一人ずつ相談員に来ていただいております。相談員としては、精神保健福祉士、それから心理士の方で、必ずしも資格等を指定してはおりません。傾聴電話ですので、具体的なアドバイスとか、情報提供というのはやっております。ただし、相

手の方のお話を聴く、ひたすら聴くことを専門でやっています。実際に情報が必要という場合には、こころの健康センターの方に電話を掛け直してもらい、対応しております。

専用電話は、こころの健康センター内に設置してあります。相談時間は、月曜から金曜の10時から12時、13時から17時となっております。

実績は、平成26、27年度は3千人程度、28、29年度は若干減って、2千人程度です。30年度になりまして、法人が変わりました。

それから、相談者の方の相談時間ですが、2、3分で終わってしまう方もいますが、大体長めになる方が多く、30分以内ということをお願いしています。しかし、非常に長くなり、なかなか切られない方もいらっしゃるというのが現状です。以上でございます。

(中村部会長) はい、ありがとうございます。

相談される方が多いようですが、相談者の年齢層はどうですか。

(稲生こころの健康センター所長) 年齢層は、いろいろですが、比較的高齢の方がちょっと多い感じです。時間帯が平日の日中ですので、あまり若い年齢の方は、電話してきません。そのことから、引きこもりのような方は電話してきますが、やや高齢の方が多いという印象があります。

(中村部会長) 春が多いとか、時期もあるんですか。

(稲生こころの健康センター所長) 特に、把握していません。

(中村部会長) ありがとうございます。

続きまして、こころの相談窓口ということで、千葉県看護協会の澤田委員、よろしくお願いします。

(澤田委員) 23ページの上段になります。

本会では、平成22年度から、ゲートキーパー的役割を持つ、心の総合相談窓口を開設しています。

利用対象者は、看護職及び県民等でございます。平成22年度開設当初は、看護職と県民等が、半々の相談でしたけれども、平成29年度の現在は、県民が9割、看護職は、0.6%となっています。

主な事業内容でございますが、専門の相談員、これは産業カウンセラーの資格を持つ看護師でございますが、健康問題や経済問題、職場、家庭での人間関係、仕事上での悩みや不安等について悩みを伺い、適切な窓口を紹介しているところでございます。

相談内容の内訳でございますが、平成22年度の開設当初と変わらず、人間関係、家庭関係、健康問題、労働条件等によるメンタル相談が大半を占めているところでございます。

また、利用方法でございますが、専用回線による電話、またはメールでの相談になります。相談日は、月・水・金の13時から16時、メールは24時間受付としております。約8割弱は専用電話という状況でございます。

年度別の相談実績は、記載の通りでございますが、ここ数年は、実件数450件前後でございます。延件数の割合が、年々減少してきておりますのは、リピーターの方々に、本協会の相談の役割が周知されてきたことによるものと考えております。

その他、ここに記載しておりませんが、性別では女性が7割という状況でございます。また、年代別は不明者が8割ですので、ちょっと整理ができておりません。また、精神科を受診している人は、約2割という結果でございます。以上でございます。

(中村部会長) はい、ありがとうございます。

相談窓口というと、電話が繋がらないということが、あるかと思いますが、いかがですか。

(澤田委員) 1本の電話ですので、電話が繋がらない場合は、代表の電話を調べて、時々ですが、お電話いただける方がいらっしゃいます。

(中村部会長) はい、ありがとうございます。

では、次に専門的なメンタルケアの相談の対応をいただいています、産業保健総合支援センターの能川臨時委員、よろしくをお願いします。

(能川臨時委員) はい、私のところは「千葉産業保健総合支援センター」と言います。先ほどお話になりました森委員のところは「千葉市地域産業保健センター」で、同じじゃないかと思われるかもしれませんが、しかし、私のところは50人以上の労働者がいる、つまり、産業医の選任が義務付けられている事業所を対象にしております。50人未満のところでは産業医の選任が義務付けられておりませんので、その支援を、千葉市地域産業保健センターが担うという区別がございます。

私のところのメンタル対策に関しましては、まず専門的研修がございます。24ページを見ていただきますと、対象は産業医、保健師、看護師、人事総務等企业における産業保健関係者でございます。年間110回ほどやっております、その3~4割がメンタルヘルスに関する研修会でございます。29年度で3千人の方が受講されてますので、メンタル関係の研修を受講された方々は、大体1千人ぐらいであると推察されます。

もう一つとして、相談事業をしております。これは、もちろん電話でもやっておりますし、来所でもやっております。特徴は主に産業医の先生にお願いしているということで、とても専門的な相談をしていただけるようになっております。

3つ目は、千葉産業保健総合支援センターには、メンタルヘルスの対策促進員という役職の方が、現在11人います。これらの方は、事業所に出かけまして、管理監督者向け、若年労働者向けの研修会等、要望に応じて開催しております。実施回数が、29年度は250回ぐらいです。事業所まで出かけてやっているというのが特徴でございます。

2年前から、ストレスチェックという、質問をして精神的健康状態を調査することが法令で義務付けられました。産業保健の現場では今、メンタルヘルスにとっても関心が向いております。なかなか対応困難な事例もありますので、相談件数は増加傾向にあります。以上です。

(中村部会長) はい、ありがとうございます。

窓口が、たくさんありますが、千葉産業保健総合支援センターは、従業員50人以上の、大きな職場のケアをしていただけるということですね。

(能川臨時委員) はい。

(中村部会長) ストレスチェックの面談も行われているわけですか。

(能川臨時委員) 我々は直接のストレス者面談等はありません。そのやり方について、産業医の先生等に指導する、ということをしております。

(中村部会長) 産業医の先生方が、自分で困難な点に関しては、相談をできるという流れでございますね。はい、ありがとうございます。

次は、千葉市地域産業保健センターでの精神専門医のメンタルヘルス相談について、森委員、よろしくお願いします。

(森委員) 能川臨時委員からお話ありましたように、こちらでは50人未満の事業所を対象に相談等をおこなっております。千葉県に9地域産業保健センターがありますが、精神科専門医による相談を定期的に月1回やるというのは、当センターだけです。また市外の方の相談も受け付けております。27年度までは、二人の精神科の先生で実施していましたが、28年度からは、一人の精神科の先生で実施しております。29年度の相談状況ですけれども、10回実施しております、相談件数が33件です。その内訳は、メンタル不調者の相談が4件、残りの29件は長時間労働者の、要するに面接指導における時のメンタル面のチェックの相談を実施しております。

まだ、余裕ありますので、メンタルヘルス不調者の方がおりましたら、ご利用いただきたいと思っております。以上でございます。

(中村部会長) はい、ありがとうございます。

基本は、対象者は千葉市ということですね。市外の方も、場合によっては使えるということですね。よろしくお願いします。

では、メンタルの最後のテーマとしまして、休職している方がいらっしやいまして、復職をする場合、具体的な状況をどうしていくかというお話をしていただきたいと思います。千葉労働基準協会の石川臨時委員、よろしくお願いします。

(石川臨時委員) 千葉労働基準協会の石川です。よろしくお願いいたします。

私の方では、26ページの内容につきまして、お話をさせていただきます。

今回、事務局の方でお刷りいただいた資料が、お手元に配られているかと思っておりますので、詳細は、こちらをご覧いただきたいと思います。

今回このアンケートをまとめました、衛生部会の説明をいたします。これまで皆さん方がお話いただいたような、メンタルに関して専門家の集団ではございません。現場の事業所において、日々従業員の方々と接しておられる方々が、我々の部会員になっております。そういう、仕事で心にストレスを溜めてしまった方々を実際に見ている方々がこの部会の中で活動をしていただいているという状況です。

また、この部会には、千葉労働基準監督署の菊池課長にもご出席をいただいて、いろいろアドバイスをいただきながら運営をしています。そこでのまとめたものが、この資

料の内容になります。

私どもの会員数は、約800社ございますが、その内の8～9割の方は、従業員数が100人未満、いわゆる中小企業の会員さんが多く、そういう方々のところは、なかなか安全衛生の組織だとか、知識だとかまで手が回らないといった業者さんもたくさんいらっしゃいます。そこで、私どもが協会だによりにより、いろいろ情報を提供させていただいて、中小の事業者でも、安全衛生にかかわる知識や話題を共有していただくという事で取り組んで参りました。

今回、お話をさせていただいています資料は、最初2017年4月号で発行をしました。それから2018年追記で掲載をした内容になっております。いずれの場合も前段の方には、各事業所にアンケートをとりました。

2017年の時には、特に復職支援の部分、リワークプログラムをいかに活用されるのか、あるいは、そういった存在そのものを知らないのかといったような、素朴な疑問からアンケートを取りました。

結果として、「なかなかリワークプログラムまで手が届かない」あるいは「知らない」「活用したいが方法がわからない」といったようなお声も出てきました。そこで、その辺のことをまとめて、併せて参考サイトを掲載して、こういうところでご相談したらいかがですかといった情報を出しました。

2018年に出させていただいたのは、メンタルヘルス対策、リワークに限らず、メンタルヘルス対策全体の必要性や知識を見て頂こうということで、まとめた内容を出させていただきました。

詳細はご覧いただければと思います。以上でございます。

(中村部会長) はい、ありがとうございます。

では、この健診、メンタルヘルスに関して、全体的にご質問ある方、お手を挙げてご質問ください。河野副部会長、一言お願いします。

(河野副部会長) はい。今、皆さんの活動をいろいろ紹介いただきました。私は商工会議所の河野です。商工会議所の会員には、中小企業、小規模事業者の会員が多くいますが、その中で事業主さんというか、事業経営者さんのお話を聴くと、従業員の皆さんがメンタルヘルス、あるいは介護というような課題に対して、なかなか隣の先輩、同僚、上司に打ち分けられず、自分一人で悩んでしまっている。従業員が自分の仕事について、介護離職とか、精神的な病でとことん駄目になってしまう。そこまでいった段階で、人事担当者、ないしは経営者のところに退職の話を持ってくるそうです。こういう問題に対して、社長さんも従業員のその状況をなるべく早く把握できるような体制ができればいいなという思いをもっておられます。

今日、皆さんの活動を聞かせていただき、いろんな場所で、そういう相談の場所がこんなに多くあるんだと感じました。今さらながらではありますけれども、商工会議所に帰りまして、発表された窓口を紹介できるような取り組みを、これからしていければと感じました。今日の皆さんの発表を聞かせていただきまして、私としては非常に参考に

なりました。ありがとうございました。

(中村部会長) はい、ありがとうございました。

この議論の内容や各機関の活動内容は、千葉市で発行する「働く人のための健康づくりガイド」にも掲載していただきまして、より連携できるものを作っていきたいと思えます。

議題（２）地域保健と職域保健における禁煙支援及び受動喫煙防止について

(中村部会長) では、次に進みます。

議題２、地域保健と職域保健における禁煙支援及び受動喫煙防止について、に移りたいと思えます。

先ほど議題１で事務局から説明された重要事項の一つである受動喫煙対策で、審議したいと思えます。

各機関で取り組んでいらっしゃる内容をご説明いただきます。

まず、最初に健康支援課から、千葉市子どもを守る禁煙外来治療費助成事業と禁煙サポートについて、ご説明をお願いいたします。

(阿部健康支援課長) 健康支援課の阿部です。資料１の２７ページをお願いします。千葉市子どもを守る禁煙外来治療費助成事業について、まず説明をさせていただきます。

この事業は、今年度６月から開始されたものになります。

対象者は①申請時において、妊婦と同居又は１５歳以下の子どもと同居する市民、②１２週間にわたり、計５回の禁煙外来治療を終了し、自己負担額を支払った方、③助成対象となる禁煙外来治療について他の補助制度を受けていない方、④本事業において助成金の交付を受けたことがない方、の全てを満たす方が対象となります。

助成額は、禁煙外来治療、全部で５回分に要した自己負担合計金額の半額で、上限額１万円となっております。登録申請と助成金の交付申請は、各区の保健福祉センター健康課で行います。

９月末時点の登録等の状況についてご説明します。

利用方法の①番の治療開始前に、これから禁煙外来治療に通いたいということで登録をした方が６０人おります。

②番、５回の禁煙外来治療を終了した方が、１１人おります。始まったばかりの事業ですけれども、結構多くの方にご利用いただいているところです。

次に、禁煙サポート事業について説明をさせていただきます。この事業は、たばこをやめたい方の、禁煙への取り組みのお手伝いをさせていただいております。たばこへの依存度等を確認後、その方にあった効果的な禁煙方法を提案させていただいております。禁煙継続ができるように、３か月間、保健師による電話や面接によるサポートを行い、

禁煙成功につながるように支援しております。

実績としては、平成29年度は、59人のサポートをいたしました。禁煙外来治療の方は、薬を使ってとなりますけれども、それと併せて、この禁煙サポート事業も受けていただくと、より効果があると考えているところです。

参考に、資料として、こちらのピンク色のパンフレットの方もお配りしておりますが、こちら表面の方は、子どもを受動喫煙から守りましょうということで、妊婦さんやお子さんへのたばこの影響について書いてあります。

裏面には、子どもを守る禁煙外来治療費助成事業について、流れなどが説明されておりますので、参考にいただければと思います。説明は、以上になります。

(中村部会長) はい、ありがとうございました。

世の中全体的に禁煙の方向ですが、まだまだ止められない人がいるということで、治療費の助成をするということです。

禁煙外来をしている病院というのは決まっています、これは、ホームページを見ていただければ、どこで禁煙外来をやっているのかというのは確認できると思います。

やっぱり働き盛りの人、特に男の人です。肺がんよりも心筋梗塞の方がリスク高いと思いますので、やはり禁煙をした方が良いと思います。

また、家庭内での禁煙です。子どもがたばこの煙を吸わないように、害が及ばないようにということだと思います。

この議題に対して、何かご質問のある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

では、受動喫煙防止対策補助金に関しまして、労働基準監督署の菊池臨時委員、よろしく願いいたします。

(菊池臨時委員) 千葉労働基準監督署の菊池でございます。

私の方からは、28ページの下段、受動喫煙防止対策助成金につきまして、説明をさせていただきます。

実際に業務を行っているのは、労働基準監督署ではなく、上部機関の千葉労働局ということになっております。利用対象者につきましては、労働者災害補償保険の適用事業主、かつ中小企業事業主です。

中小事業主につきましては、条件が業種によって異なっておりまして、例えば小売業ですと、常時雇用する労働者数が50人以下か、資本金または出資の額の総額が500万円以下等の条件になっております。

事業内容としましては、受動喫煙防止対策を行う際、その費用の一部を支給するというものでございます。

助成の対象になる措置は、喫煙室の設置改修、屋外喫煙所の設置改修、換気装置の設置等の3点が、助成の対象となっております。

費用の一部につきましては、平成30年度につきましては、上限が100万円ということになっております。

利用方法につきましては、交付条件等に該当する場合、申請書類を労働局に提出し、

交付決定通知書受領後に工事を施工するという方法になっております。

実績につきましては平成27年度が、千葉県内全体で申請13件、うち千葉市内の事業所は4件。平成28年度につきましては、千葉県内全体の申請が12件、うち千葉市内は2件。平成29年度につきましては、千葉県内全体が25件、うち千葉市内は3件となっております。以上でございます。

(中村部会長) はい、ありがとうございました。

禁煙ではなくて、喫煙する場所を整備するとなっているかと思えますけど、それも今後の課題かなと思えます。

これは設備費だけですか。

(菊池臨時委員) はい、そうです。

(中村部会長) はい、このことに関して皆さま、ご質問はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。質問がなければ次に進みます。

議題(3) 千葉市受動喫煙の防止に関する条例について

(中村部会長) 続きまして、議題3の千葉市受動喫煙の防止に関する条例について、事務局よりご説明をお願いします。

(鈴木健康企画課長) 健康企画課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、千葉市受動喫煙の防止に関する条例について説明させていただきます。

資料2-1、1の条例の制定をご覧いただきたいと思えます。

千葉市受動喫煙の防止に関する条例は、9月19日第3回定例会において、全会一致で可決、同月21日に交付されました。今後、健康増進法の改正と併せまして、2020年4月1日に施行されます。

次に、2の改正後の健康増進法と条例の関係でございます。

改正健康増進法では、多数の人が利用する場所を、第1種施設と第2種施設に区分いたしまして、施設ごとに喫煙の可否などを定めております。

下の表の「区分」という欄の下に、施設の区分が分かれております。次のページの左にその他というのがございます。こちらでは規制の内容を記しております。また表の中央は、改正後の健康増進法の内容、右側は条例の内容を表しております。

まず、健康増進法についてでございます。1ページの「場所」の欄の一番上が第一種施設でございます。①学校・病院・児童福祉施設等・行政機関が該当します。こちらは屋内は完全に禁煙に、屋外につきましては、例外として必要な措置が取られた場所について喫煙可とされております。

第二種施設は、②大規模もしくは新規の飲食店、パチンコ店、客室を除いた部分のホテル、事業所等でございます。こちらは、屋内は原則禁煙でございますが、例外として、室の一部のスペースにたばこを吸う為だけの喫煙専用室と、加熱式たばこを吸いながら

飲食ができる加熱式たばこ専用の喫煙室の設置が可能とされております。

また、同じく第二種施設で③既存特定飲食提供施設というのがございます。これは、2020年4月より前から経営されている、資本金でいいますと5000万円以下かつ客席面積で100㎡以下の飲食店でございまして、第二種施設に該当しますが、事業の継続性に配慮して設けられた例外でございまして、経過措置により喫煙可能な旨を掲示すれば、屋内の全部または一部を喫煙可能室、つまり紙巻たばこを吸いながら飲食が可能なスペースにすることができるものでございます。

次に2ページをお願いいたします。第一種施設、第二種施設のいずれにおきましても、喫煙できる場所や室を設ける施設には喫煙可能な旨の標識の掲示、及び20歳未満の者の立ち入り禁止が義務付けられます。違反した場合には、記載のとおり罰則過料が科されます。

以上が健康増進法の内容でございまして、これを踏まえまして、次に条例について説明いたします。1ページにお戻りいただきまして、この表の右の欄に、「条例」というのがございまして、ここで独自基準について表しております。後程、内容を詳しく説明いたしますが、まず①の学校・病院・児童福祉施設等・行政機関等の区分のうち、国、県及び市の事務処理施設に関する規制がまず一つ、次に、③の既存特飲食提供施設に対する規制、それから2ページの「その他」の欄の、喫煙できる室への20歳未満の立ち入りのところで、保護者に対する、未成年者についての規制ということで3つの独自の基準を設けるものとしております。

次に、それぞれの独自の基準の詳細について説明いたします。2ページの3の条例の内容のところ、(1)のア行政機関の責務でございまして、努力義務を設けることとなります。図の点線部分をご覧いただきたいと思っております。右下に色のついた喫煙マークの部分がございますけれども、こちらが屋外喫煙所を意味しております。行政機関の庁舎については、行政手続きなどを行う市民にとって他施設を選択することができないこと、また行政は民間施設の模範となるべき立場であることから、屋外の喫煙所の設置をしないよう努めるものとしております。

規制の対象となる庁舎等には、市であれば本庁舎や区役所の庁舎などが該当いたします。

行政手続き以外で市民が主に利用する、公民館、コミュニティセンター、スポーツ施設などは、該当しないこととなります。

次に3ページをお願いいたします。イの飲食店への規制強化でございまして、段階的に規制を強化するというでございまして、先ほど説明いたしましたとおり、改正健康増進法では、既存の小規模飲食店について標識を掲示することにより、喫煙可能となっております。この場合、お客さんは、標識をみてその店に入らなければ受動喫煙を避けることができます。飲食店の経営者も自らの判断によって受動喫煙を避けることができます。

しかし、そこで働く従業員は、自らの意志で避けることは困難ということとなります。

そこで（ア）で、受動喫煙にさらされる従業員の健康を守るため、従業員のいる場合には喫煙専用室を設けない限り喫煙不可といたしまして、違反者に対しては5万円以下の過料を科すものがございます。

その下の横長の図ですけれども、こちらは既存の小規模飲食店に対する、法及び条例による規制のイメージでございまして、一番右の点線部分が、条例による規制でございます。小規模飲食店であっても従業員がいる場合は、店の判断で喫煙可能とすることはできず、左の3つのいずれかを選択してもらうものがございます。

ただし、社会通念を踏まえた現実的な対応といたしまして、キャバレーやナイトクラブ等風俗営業法の接待飲食等営業や、特定有興飲食店営業に該当する施設につきましては、当面は努力義務といたしまして、それ以外の飲食店等での禁煙が浸透するなどの段階で規制を強化するものといたします。

図の下、業種別整理票につきましては、飲食店について、健康増進法と条例による規制の対象について整理したものでございます。

まず表の中の、①新規ですとか、②大規模なお店につきましては、健康増進法の規制の対象になります。次に、その下の既存かつ小規模な飲食店は、健康増進法においては、全て経過措置の対象となります。そのうち一番下の従業員のいない店については、業種にかかわらず、条例において上乘せの規制はいたしません。

従業員がいる場合に、上乘せの規制をすることになりますが、食堂・レストランなど食事や軽食を提供する飲食店、あるいは居酒屋やバー等、主に酒類を提供する飲食店は条例の規制の対象となります。その下のキャバレーとか、ナイトクラブ等については努力義務になります。

次に、4ページの（イ）従業員の定義です。こちらは労働基準法上の労働者ということにいたしまして、受動喫煙について自己決定することが困難な者を保護の対象とするということでございます。表の方で右の欄に○印のある、正社員、契約社員等々が従業員に該当します。

一番下の同居親族のみを使用する事業においては、例えば、同居親族と雇用計画を結んでいたとしても労働基準法が適用されませんので、条例上の従業員には該当しないこととなります。

以上が、飲食店に関する規定でございます。

次に、ウの未成年者の保護強化でございます。市独自の規制の3つめとなります。未成年者は、自ら受動喫煙を避けることが困難であり、保護する必要がありますので、保護者に対し監護する未成年者に受動喫煙を生じさせないように努めるものといたします。

次に（2）の罰則です。資料2-2、法及び条例における義務違反者への対応の整理について、をご覧ください。

まず、法によって全ての者と、施設等の管理権原者に対して課されるとなっております。「義務の内容」の①から⑩までは健康増進法によるものがございます。これらに違反した場合には、指導・助言、更に勧告・公表・命令等行ったうえで、なお従わない

場合には、右に記載の額の過料が科せられることとなります。

表の下のグレーのところの「義務の内容」⑫・⑬のところは、従業員がいる既存の小規模飲食店について、条例により、施設の管理権原者に課されている義務でございます。

⑫は従業員がいるにも関わらず、喫煙可能室を設置した場合、条例に反する場合がありますので、まず指導・助言を行い、従わない場合には勧告、公表、命令を行います。それでもなお従わない場合には、5万円以下の過料を科すこととなります。

⑬は、同様に従業員がいるのにお店を喫煙可能にしている場合等、条例の違反の疑いがある時に、立ち入り検査を拒否したり、虚偽の報告をした場合には、2万円の過料を科すというものでございます。

なお、各義務違反への対応につきましては、資料2-3「義務違反時の対応」を参照いただければと存じます。

再度、資料2-1に戻っていただきまして4ページをご覧ください。

(3) 今後のスケジュールですが、平成30年度は、条例に関する周知啓発及び飲食店に対する支援策の検討を行い、その一部を開始することといたします。

また今後、国の推奨例が交付される予定でございまして、喫煙室の施設部構造などの基準が具体的に示される見込みとなっております。その内容等を踏まえまして、事業所を後々指導するためのガイドラインを作成しまして、お示ししていくということを考えております。

来年度につきましては、引き続き、条例、法律等の施行に向けまして、周知啓発及び飲食店の支援策等を実施いたしまして、2020年4月には、法の全面施行に併せて、条例も施行していくと考えているところでございます。説明は、以上でございます。

(中村部会長) はい、ありがとうございました。受動喫煙の条例のお話で、施行まではまだ間があります。これだけ複雑な内容なので、各事業所に市の方々が詳しくご説明していただきたいと思っております。

何か、このことに関してご質問がある方はお手を挙げてください。はい、河野副部会長。

(河野副部会長) はい。風俗営業とか接待飲食営業の経過措置で、条例の中でも一部経過措置で努力義務の期間を定めたと思うんですけども、この経過措置というのは、条例法施行後、どれくらいの期間を想定されているのか、現段階で見解があれば聞かせていただきたいんですけど。

(中村部会長) はい、では事務局、お願いします。

(鈴木健康企画課長) 健康企画課の鈴木でございます。まず、健康増進法の方の経過措置で、既存の小規模飲食店につきましては、経営面の配慮ということで、面積100㎡以下で、資本金5,000万円以下の飲食店についても経過措置がございまして。こちらは、法で、また別途定めるということになっておるとは思いますけれども、もともと法律の見直しというのが、5年ぐらいを目途に行うということもございまして、はっきりと何年という風にはなっておりません。5年の目安というところで見直しが図られるの

かなというところが一つございます。

それから風俗営業法に該当する施設につきましても、現段階で何年後ということは決めてはおりません。今後、他の飲食店につきましては、従業員がいる場合には、条例の規制もかかってくるので周知啓発や、実際に違反があった場合にはその対応もしてまいりますので、条例の浸透は図られると考えております。はっきりとした期間というのは、決めてはいないのですけれども、周りの状況を見て、考えていきたいというところがございます。

(中村部会長) はい、ありがとうございます。河野副部会長、いかがですか。

(河野副部会長) はい、わかりました。施行後の運用状況を鑑みながら決めていきます、という考え方でよろしいですか。

(鈴木健康企画課長) はい、特に条例の方の風営法の店舗については、なるべく小規模飲食店での条例の浸透をすすめていかなければいけないと思いますので、その様子を見てということで考えています。

(河野副部会長) はい、わかりました。ありがとうございます。

(中村部会長) はい、どうもありがとうございます。その他にご質問ございますか。
はい、では次に進めさせていただきます。

議題（４）その他

(中村部会長) 議題の４ その他ですが、委員の方、事務局の方、何かございますか。
では、事務局の今泉健康部長、お願いします。

(今泉健康部長) 事務局でございます。その他ということで、市の健康に関する取り組みについて、３点お話をさせていただきます。風しんの流行に関するもの、チャレンジ運動講習会と千葉県健康づくり推進事業所について、ご説明させていただきます。

まず、１点目の風しんですが、参考資料１を配らせていただきました。

一番上の資料は、厚生労働省から都道府県の労働局労働基準部長宛ての通知です。ニュース等でご存知かと思いますが、今、風しんが流行っておりまして、特に今までの予防接種の制度の関係で、３０代から５０代の男性でり患する方が多いという状況がございます。厚生労働省からの通知で、急ぎ、職域での取り組みが重要ということで、労働部門宛てに通知が出されております。

この通知の中に、特に、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、愛知県において風しんの届け出数が多いということと、職域における風しん対策の必要性、抗体検査を受けていただくことの重要性、従業員が体調不良の際の配慮等について、その内容をご了知の上、局のホームページにリンクを掲載する等ということで、情報発信にまず努めるということになっております。皆さまの事業所にも届いているのではないかと思います。ここに掲載されていますチラシなども配られております。

一番最後の資料が、先日10月12日に行われた千葉市の報道発表資料です。風しんの流行を受けまして、昨日から、千葉市では風しん抗体検査事業の助成対象者を拡大しております。風しんの場合、命に係わるということではないのですが、女性が妊娠初期に罹患すると、生まれてくる子どもに障害がおこる可能性もあります。そこを特に勘案しましての対策でございます。

今までは、妊娠を希望する女性への抗体検査の補助だったんですけれども、昨日からは、妊娠を希望する女性の配偶者、それから風しんの抗体価の低い妊婦の配偶者への抗体検査の費用を補助しております。裏面には、風しんの発生状況等とありますけれども、一番上、千葉市の状況がありまして、年度ごとに書いてあります。一番右側、平成30年度は64人と流行しております。先月1か月で10人ほど増えておりまして、職域で感染した働き盛りの男性の方が多かったということもあります。ぜひ抗体検査、それから抗体価がもし低かったら、予防接種の勧奨をよろしくお願いいたします。

風しんについては、以上でございます。

(阿部健康支援課長) 続きまして、チャレンジ運動講習会のご案内をさせていただきます。参考資料2をご覧ください。

こちらは、市内に所在する事業所や自治会などの5～30人程度のグループを対象に委託スポーツクラブから健康運動指導士等を派遣します。

時間は、8時30分から夜9時までの間で、30分から90分間になります。中段に、内容について記載しております。ご利用いただいているグループからは、大変好評な感想をいただいております。事業所でも結構ですし、地域の自治会ですとか、地域のお仲間等でも結構です。ぜひご利用いただければと思います。

次に、参考資料3の千葉市健康づくり推進事業所について説明をさせていただきます。こちらは、それぞれの事業所で取り組んでいる健康づくりの内容に応じて、ポイントを付与し、500ポイントに達すると千葉市健康づくり推進事業所として認証させていただいております。現在、市内で44事業所が認証されております。

認証後3年を経過して、更新申請された優良な事業所については、千葉市健康づくり優良事業所として、昨年度から表彰させていただき、今年度2年目になります。ご自身の事業所ですとか、知り合いの事業所、また皆さんの団体に所属の事業者さん等、この活動に参加していただければと思いますのでご案内いただければと思います。

(中村部会長) はい、ありがとうございました。

健康づくりについてチャレンジ運動講習会、健康づくり推進事業所のお話が出ました。

チャレンジ運動講習会については、民間のスポーツクラブを利用するという一方で、非常に活性化されるのではないかと感じました。

健康づくり推進事業所の方も、年々認定事業所が増えていることで、大変良いこと思っております。

以上の内容ですけど、何か全体を通してご質問のある方、お手を挙げてください。

ちょっと質問よろしいですか。風しんの抗体価検査ですけれども、千葉市民に限るん

ですか。それとも事業所となると、他市から来ている方も可能でしょうか。

(今泉健康部長) はい。こちらの風しんの補助については、千葉市民でございます。

(中村部会長) それでは、事業所の方は、よく確認していただき、自分の住んでいる地域で受けるということになります。

(今泉健康部長) はい。ただし、県内ほぼ同様の抗体検査の補助をしております。千葉県も先月から同様に拡大しております。柏市だけ、少し異なります。千葉市、船橋市と柏市以外の千葉県内の市町村は、同じ制度になっております。

(中村部会長) はい、ありがとうございました。事業所の皆さま、よろしく願いいたします。

では、以上をもちまして、平成30年度千葉市健康づくり推進協議会 第1回地域・職域連携推進部会を終了したいと思います。長時間、どうも皆さま、ご苦労さまでございました。

では、事務局、よろしく願いします。

(三橋健康支援課長補佐) 中村部会長、河野副部会長、どうもありがとうございました。

各委員の皆さま、臨時委員の皆さま、長時間にわたり、どうもありがとうございました。

本日の会議は、これをもちまして終了となります。改めまして、どうもありがとうございました。

午後3時05分閉会

平成30年度千葉市健康づくり推進協議会 第1回地域・職域連携推進部会議事録を承認します。

署名人 _____ 印

自著または記名押印